

図書館の相互利用が始まります

図書館 ☎220002

「大崎定住自立圏共生ビジョン」により、大崎圏域に住んでいる人は、圏域内のいずれの公共図書館にも登録することができ、図書の貸し出し利用ができるようになります。

例えば、大崎市に住んでいる人が、加美町や美里町の公共図書館から図書を借りることが出来ます。

登録方法や借りることのできる冊数・期間などは、各図書館により異なりますので、詳しくは、利用したい図書館にお問い合わせください。

相互利用開始日

四月一日(火)

対象

大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町に住んでいる人

※借りた図書は、借りた公共図書館へ返却してください。

【大崎圏域の公共図書館】

図書館名	電話番号
大崎市図書館	22-0002
加美町中新田図書館	63-6100
加美町小野田図書館	67-5252
美里町小牛田図書館	33-3030
美里町南郷図書館	58-1212

スペシャルおはなし会

四月二十三日から五月十二日は、「子どもの読書週間」です。絵本や布で作った紙芝居などの楽しいおはなし会を行います。

日時

四月二十六日(土)
十時三十分～

場所

図書館一階児童室

上・下水道料金の消費税率が変わります

水道部管理課総務係 ☎241111 下水道課管理係 ☎5831



四月一日から、上・下水道料金に掛かる消費税率が五パーセントから八パーセントに変わります。上・下水道料金については、消費税法の経過措置により、五月分から改定します。

市では、今後も安全で良質な水道水の安定供給と、快適な生活環境のための下水道整備を進めるとともに、経費の節減に努めます。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

【5月からの水道料金】

区分	金額(税込)	
基本料金 (全用途共通 1月につき口径別)	13ミリ ^{未満}	1,047円
	20ミリ ^{未満}	2,176円
	25ミリ ^{未満}	3,326円
	30ミリ ^{未満}	4,708円
	40ミリ ^{未満}	9,707円
	50ミリ ^{未満}	15,612円
	75ミリ ^{未満}	31,377円
	100ミリ ^{未満}	52,894円
	150ミリ ^{未満}	117,271円
	200ミリ ^{未満}	210,858円
水量料金 (用途別、1立方 ^{メートル} につき)	1～10立方 ^{メートル}	99円
	11～20立方 ^{メートル}	187円
	21～50立方 ^{メートル}	255円
	51～500立方 ^{メートル}	329円
	501立方 ^{メートル} 以上	319円
	湯屋用および共同浴場用	108円
プール用	113円	
臨時用	544円	

※鳴子温泉地域上原・向山地区は除く。

【5月からの下水道料金】

区分	汚水量	金額(税込)
基本使用料	10立方 ^{メートル} 以下	1,512円
従量使用料 (1立方 ^{メートル} につき)	11～20立方 ^{メートル}	216円
	21～50立方 ^{メートル}	248円
	51～500立方 ^{メートル}	280円
	501立方 ^{メートル} 以上	248円

国民年金保険料免除申請などがさかのぼってできます

古川年金事務所 ☎231203 市民課年金係 ☎236079

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、「申請免除」「若年者納付猶予」「学生納付特例」の制度を利用することができます。

ただし、納付義務者(本人・配偶者・世帯主)の前年の所得で審査を行いますので、事前に税の申告が必要となります。

申請が遅れると、障害年金などを受け取れない場合がありますので、希望する人は、速やかに申請をしてください。

国民年金保険料が変わります

■平成26年度国民年金保険料(月額)

区分	金額
定額保険料(前年度より210円増額)	15,250円
定額保険料+付加保険料	15,650円

4月に1年分の納付書が送付されますので、各月の納付期限(翌末日)までに納付してください。

また、一部免除に該当している人は、承認期間が6月までのため、4月から6月分までの納付書が送付され、7月以降に7月から3月分までの納付書が送付されます。

■保険料の前納(納付書払い)で割引になります

区分	通常支払額	前納額	割引額
1年前納	183,000円	179,750円	3,250円
6カ月前納	91,500円	90,760円	740円

前納の納付期限は、1年前納と6カ月前納の上期(4月から9月分)が4月30日、6カ月前納の下期(10月から3月分)が10月31日となります。

固定資産税について

税務課土地担当・家屋担当 ☎232148

建物を取り壊したときは、届け出をしないと課税される場合がありますので、忘れずに届け出をお願いします。

固定資産課税台帳などの縦覧および閲覧

固定資産税の納税者は、本人が所有する土地や家屋の評価額を、ほかの土地や家屋の評価額と比較し、価格が適正かどうかを確認できます。

縦覧期間

四月一日(火)～六月二日(月)
※土・日、祝日を除きます。

場所

税務課土地担当・家屋担当(市役所本庁舎三階)、各総合支所市民福祉課

①土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

対象

土地・家屋の所有者で納税者
土地価格等縦覧帳簿(所

在、地番、地目、地積、価格は、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)の縦覧

持参するもの

固定資産税納税通知書または課税明細書(前年度分でも可)、運転免許証など本人が確認できる書類

※代理人の場合は本人自筆の委任状(法人は代表者からの委任状)

②固定資産課税台帳の閲覧

対象

固定資産税の納税義務者
借地人、借家人などの有償契約者

持参するもの

固定資産税納税通知書または課税明細書(前年度分でも可)、運転免許証など本人が確認できる書類

契約書

運転免許証など本人が確認できる書類
※詳しくは、お問い合わせください。